

超簡易型60件を試行

群馬県 価格以外12点に設定

群馬県は、2007年式の概要をまとめた。超案を求めず、工事成績や度から新たに試行する。簡易型は、従来の簡易型施工実績の評価に重点を「超簡易型」総合評価方に比べて、施工計画の提置している。今年度は、

県土整備局で41件、環境森林局で7件、農業局で12件の計60件の試行を予定している。

評価点の配点は、価格以外の評価点が12点、価格が88点。簡易型（価格以外15点、価格85点）と比べて、3点を価格に傾斜配分している。標準型、簡易型と同様に、価格以外と価格点の合計で総合評価点を算出する加算方式を採用する。

価格以外の評価項目は6項目で、官工事件数の多いから、土木関係と建築営繕で別の評価項目とした。

土木、建築に共通する項目は、「企業の工事成績」（土木4点、建築3点）「企業の施工実績」（土木2点、建築3点）「災害時への地域貢献」（1点）「配置予定技術者の工事成績」（3点）

市町村への普及が期待されている方式で、県の試行実績を参考にしよう。

落札時の意見聴取法を再検討

群馬県は、総合評価方式の件数拡大に伴い、落札者決定時の学識経験者への意見聴取方法を再検討している。

同県の群馬県公共工事総合評価落札方式審査委員会

「配置予定技術者の所有資格」（1点）の5項目。これに加えて、土木は「配置予定技術者の施工経験」（1点）、建築は「ISOの認証取得」（1点）をそれぞれ評価する。

項目や配点の妥当性について試行段階で検証し、08年度の総合評価本格実施に反映させる。

総合評価全体では、今年度に、標準型6件（06年度1件）、簡易型7件（同22件）を含む70件を予定しており、超簡易型の占める割合が大きくなっている。超簡易型は、

員会は現在、10人で構成。総合評価の対象案件や評価点の算出基準についての意見聴取で年に1、2回、落札決定の意見聴取で年に数回、会合を開いている。入札件数が増えれば、開催回数を増やす必要がある。

このため、新たに小委員会を設置するなど、機動的な委員会運営を検討している。